

行政による身近なバックアップ

国際東アジア研究センター 上級研究員 中村 大輔

おそらく多くの人たちが、スーパーや公共施設の身障者専用駐車場に、対象外の人が車を止めている光景を目にしたことがあるだろう。追い打ちをかけたように聞いた話だが、健常者が100円ショップで身障者ステッカーを購入し、身障者専用駐車場を利用しているという、何ともコメントのしようがないケースも顕在しているようである。これは、経済学で議論される非排除性に関係している。非排除性とは、例えば、本来特定の経済主体を対象に財やサービスを提供するが、実際には対象でない者も含めて誰でも対価なく利用できてしまうことをいう。このケースで問題となるのは、本来専用駐車場を利用すべき対象者が、対象でない者の占有によって利用できていない点である。

そのような中、福岡県が本格的対応に乗り出した。既に先行して他県の自治体が行っているモデル事業でもある、身障者事前公的利用証発給による駐車制度である。福岡県の発表によれば、本サービスは「ふくおか・まごころ駐車場制度」と名付けられ、平成24年2月15日から県下一斉に制度開始となった。これは、障害者、介護を必要とする高齢者、妊産婦などを対象に、安全・安心のもと商業施設や公共施設の身障者専用駐車場などを利用する支援策である。具体的には、県と協定を締結する商業施設、公共施設などを募り、賛同した施設で対象者が利用できるものである。なお、利用証は、前述のような商店では決して手に入らず、証明書を添えた上で各区保健福祉課高齢者・障害者相談係で申請受付・交付がなされることから、不正利用を事前に排除することができる。これにより、本来利用すべき人・利用してもらいたい人への利用援助が促進されていくはずである。しかしながら現状では法的拘束力は一切なく、利用者のモラルに委ねられているため、今後の趨勢を見守る必要がある。

事態が収束しない場合には、米国の民間レッカー移動システムを導入すれば、その効果は最大限生かされることになるだろう。米国の場合、全ての駐車場に「無資格者の駐車は直ちにレッカー移動」と看板に書かれている。市場メカニズムを実に上手く活用しており、気付いた人が併記されている電話番号に通報する。民間のレッカー会社が駆けつけて車が速やかに持ち去られる。車の持ち主は、レッカー会社に所定の額を収めるまで車を返却してもらえない。レッカー会社は経営がかかっているため、無銭飲食のように見過ごしは一切なく、車の持ち主が支払い拒否した場合は、持ち主の行動そのものが違法行為であることから、警察を介在させる。

いずれにしても、今回の事例である「ふくおか・まごころ駐車場制度」をはじめ、このような模範的サービスが全国の自治体に波及することで、住みやすい都市・地域・街づくりが促進されていくことが今後期待される。